

## 第38号議案

### 和解について

蒲郡市（以下「原告」という。）と有限会社梅藪事業所（以下「被告梅藪」という。）及び小田桐功との間で係争中の平成30年(ワ)第56号損害賠償請求事件のうち、被告梅藪と和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年5月12日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

#### 1 和解の相手方

豊橋市梅藪町字屋敷4番地

有限会社梅藪事業所

代表取締役 牧野 郁生

#### 2 和解の内容

- (1) 被告梅藪は、原告に対し、本件解決金として300万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告梅藪は、原告に対し、前項の金員を令和4年6月30日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告梅藪の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告梅藪は、原告と被告梅藪の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### 提案理由

損害賠償請求事件について、和解をするため提案する。